いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで３０倍以上の開きが生じています（平成２６年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

● 調査結果を見た保護者や地域の心配

・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで○○県と隣の○○県でこんなに違うんだ？
・【誤解】こんなに認知件数が多い○○県は、子供たちが荒れているのではないか？しっかりといじめ防止対策を取っているのか？
・【疑念】○○県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないか？

◆　先生方それぞれでいじめの**捉え方の差**があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれません。しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

◆　いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。



・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」

といった声を聞くことがよくあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・、一回きりだから・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。

◆　いじめの定義を**再確認**しましょう。

いじめ防止対策推進法第２条第１項
　この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、
①行為をした者（Ａ）も行為の対象となった者（Ｂ）も児童生徒であること
②ＡとＢの間に一定の人的関係が存在すること
③ＡがＢに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
④当該行為の対象となったＢが心身の苦痛を感じていること

という４つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

なお、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。



◆　具体的な事例で確認してみましょう。

事例

（定期的に実施しているアンケート調査で、Ｂが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Ｂと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なＢはミスをし、Ａからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりＢはとても嫌な気持ちになった。見かねたＣが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Ａはそれ以上言うのをやめ、それ以来、ＢはＡから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Ｂもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Ａに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のＡ君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、１０都道府県（域内の市町村を含む。）の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は１８名中１７名（約９４％）がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、１８名中２名（約１１％）がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「３０倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

◆　「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

◆　いじめの認知に関する文部科学省の考え方

１　いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し（件数は増える）、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

２　組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

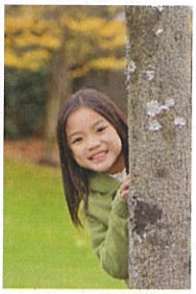
また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。

別添　2

知っていますか「いじめ防止対策推進法」

平成25年６月21日成立、６月28日公布、９月28日施行

いじめ防止対策推進法は、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制を定めた法律です



学校や地域のいじめの問題への対応が、「計画的」「組織的」に実行されます

○　各地域や学校で、いじめ防止等のための「基本方針」が策定され、法律や基本方針に基づいて取組が行われます

○　全ての学校がいじめの対策の「組織」を置き、いじめの未然防止から発見・対応に至るまで、この「組織」が中心となって取組が行われます



学校が、いじめの通報の窓口となります

○　いじめかなと思ったら学校に連絡するなどの対応をお願いします

「重大事態」には調査組織を設置します

○　生命・身体に関わる事態について、専門家も交えた調査組織を置くなど、「重大事態」について事実関係を調査します

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

別添　3

いじめとは、何か



いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

どの子供にも起こりうる、いじめ

小中学生への6年間のいじめの追跡調査

国立教育政策研究所
生徒指導・進路指導センター
いじめ追跡調査２０１３－２０１５

「仲間はずれ、無視、陰口」
された経験がある・・・9割
した経験がある・・・・9割

大人が気付きにくい、いじめ

いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われます。いじめられた子供自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もあります。

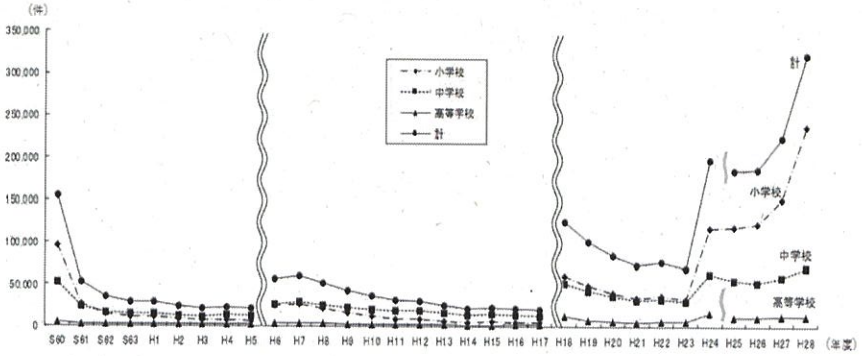
ささいな兆候も、積極的に認知

いじめの認知件数は、社会の関心が下がるとともに低下してしまう傾向が見受けられます。

いじめは必ず起こりうるもの、という認識のもと、ささいな兆候にも積極的に認知し、対処していく姿勢が必要です。

いじめの認知件数の推移

平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より



なやみいおう

24時間子供SOSダイヤル　0120－0－78310

保存版

いじめのサイン 発見シート

監修 森田洋司 氏　大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会座長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。
言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、
これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン
発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。



朝（登校前）

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- □□ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- □□ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- □□ 遅刻や早退がふえた。
- □□ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。



夕（下校後）

- □□ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- □□ 勉強しなくなる。集中力がない。
- □□ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- □□ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- □□ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。





夜間（就寝後）

- □□ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- □□ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- □□ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- □□ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。



夜（就寝前）

- □□ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- □□ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- □□ 学校や友達の話題がへった。
- □□ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- □□ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- □□ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていませんか？

いじめる側になっていると、
次のようなサインが出ていることがあります。



- □□ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- □□ 買ったおぼえのない物を持っている。
- □□ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
  「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口　**24時間子供ＳＯＳダイヤル**

24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。
☆平成28年4月より、通話料が無料になりました。

なやみいおう
０１２０－０－７８３１０